

短期入所生活介護 重要事項説明書

社会福祉法人 葵会
短期入所生活介護
寿 楽

〈 2025 年 4 月 1 日 現在 〉

短期入所生活介護 寿楽 重要事項説明書

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0246-88-8010 (9:00 ~ 18:00まで)

担当 生活相談員 (佐藤 葉月)

2. 短期入所生活介護 寿楽 の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	社会福祉法人 葵会 短期入所生活介護 寿楽
所在地	福島県いわき市泉町本谷字大田7番地の1
介護保険指定番号	併設型短期入所生活介護 (福島県 0770407054 号)

(2) 同施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉主事	1		業務管理	1
医師	医師	0		健康管理	
事務職員		1			1
介護支援専門員	介護支援専門員	0			0
生活相談員	社会福祉主事	1		相談業務	1
看護職員	看護師	0		看護業務	0
	准看護師	0			0
機能訓練指導員	看護職員	1		機能訓練業務	1
管理栄養士	管理栄養士	1		食事の管理等	1
介護職員	介護福祉士	5	1	介護業務	6
	ホームヘルパー 2級	2	1		3

(3) 同施設の設備等の概要

定員		10人	医務室	1室
居室	個室	10室	共同生活室	1室
	多床室	0室	理美容室	0室
浴室		一般浴槽 (個浴)	機能訓練室	1室
			談話室	3室

〈 2025 年 4 月 1 日 現在 〉

3. 短期入所生活

(1) 施設サービス計画の立案

介護計画の作成 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、サービス計画を作成します。

(2) 食事サービス

① 食事時間

朝食	7 : 3 0 ~ 9 : 0 0
昼食	1 2 : 1 5 ~ 1 4 : 0 0
夕食	1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 3 0

食事の時間に関しまして、上記に示しましたように基本的な施設としての提供時間はございますが、ご利用者様の生活リズムからその方の食事時間を割出して提供していきます。

- ② 病態に応じて、食事の形態や治療食等は、医師や管理栄養士等の協議の上、必要な食事を提供します。

(3) 入浴サービス

- ① 原則として、週 2 回入浴していただけます。ただし、発熱等病状に応じ、入浴を控えて清拭等となる場合があります。
- ② ご家庭にある様な普通のお風呂（個浴）での入浴サービスを実施します。寝たきりの方でも安全に安心してサービスが提供できるよう施設職員が定期的に介護技術の施設内外の研修を行って参ります。

(4) 排泄サービス

- ① 利用者様の排泄リズムに合わせて排泄サービスを提供していきます。
- ② 病態や身体的な理由からやむを得ない場合以外は、出来るだけオムツを使用せず、普通のパンツと尿とりパットでトイレでの排泄サービスを進めていきます。(排泄サービスにおけるご本人様の自尊心を守るため)

(5) 外出サービス

- ① 利用者様のご要望に合わせて、施設職員付き添いのもと、外出サービスを提供していきます。
- ② 外出の際には、事前に身元引受人のご家族様に施設側よりご連絡をしてその可否を確認いたします。

(6) 機能訓練

- ① 機能訓練指導員（看護師）が、利用者様ご本人様の身体状況を精査し自立した日常生活が営めるような計画を多職種と共同で立案・計画いたします。
- ② 機能訓練指導員（看護師）により、利用者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送る上で必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を計画的に実施します。
- ③ 日常生活の中においても、利用者様の機能が減退しないように生活リハビリを活用して、残っている機能を最大限に引き出すようにいたします。

〈 2025 年 4 月 1 日 現在 〉

(7) レクリエーション

季節ごとの行事や、書道、手工芸、音楽などのクラブ活動にご参加いただけます。

(8) 健康管理

サービス利用中の健康管理のための援助を担当職員により行います。

(9) 生活相談

施設での生活上の様々なご相談をはじめとして、地域の社会資源や利用できるサービスのご紹介等についてご相談に応じさせていただきます。

(10) 理容・美容サービス

定期的にサービスを実施しております。料金は直接業者にお支払となります。

4. サービス利用方法

(1) サービス利用申し込み

まず、担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）へお申込みください。介護支援専門員が申込みの手続きを代行します。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は当月の3ヶ月先までご予約頂けます（例：4月1日から7月分の受け付けが開始されます）。また、契約締結にあたってのご説明はご自宅へ訪問して行っております。

(2) サービスの利用契約の終了

ご利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。

(3) サービス利用契約の自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的に契約は終了とみなします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けているご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）・要支援と認定された場合

(4) その他

ご利用者が、サービス利用料金の支払いを90日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、90日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。また、ご利用者やご家族などが当施設および職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

〈 2025 年 4 月 1 日 現在 〉

5. 利用料金

(1) 介護保険法定料金（介護保険自己負担 1 割の金額）

下記の料金表によって、自己負担額の合計金額をお支払いください。

利用者様の要介護度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護サービス 利用料金	介護サービス費	704円	772円	847円	918円	987円
	夜勤職員配置加算Ⅱ	18円	18円	18円	18円	18円
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18円	18円	18円	18円	18円
	送迎加算（片道）	184円	184円	184円	184円	184円
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	10円/月				
	介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護保険の 1 割負担料金に 13.6%の割合で加算				
1 日あたりの合計（およそ）		1050円	1127円	1212円	1293円	1371円

※ すべて 1 日あたりの利用料金です。

(2) 所定料金（実費）

市町村が発行する『介護保険負担限度額認定証』を持っている利用者は、特定入所者介護サービス費の支給を受けて、居住費・食費が軽減されます。詳細は、下記に明記した料金表の通りです。

	区 分	居 住 費	食 費	1 日の小計
	基 本	2,100円	1,500円	3,600円
第 1 段階	●生活保護受給者の方等 ●高齢福祉年金受給者で、世帯全員が 市民税非課税の方	880円	300円	1,180円
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、 前年の合計所得金額と課税年金収入 額と非課税年金収入額の合計が 80万円以下の方	880円	600円	1,480円
第 3 段階 ①	世帯全員が市民税非課税で、 前年の合計所得金額と課税年金収入 額と非課税年金収入額の合計が 80万円を超え120万円以下の方	1,370円	1,000円	2,370円
第 3 段階 ②	世帯全員が市民税非課税で、 前年の合計所得金額と課税年金収入 額と非課税年金収入額の合計が 120万円を超える方	1,370円	1,300円	2,670円

(3) キャンセル料

原則としてキャンセル料金はかかりませんが、利用者様のご都合でキャンセルする場合は、前日の 17:00 までにご連絡下さい。

(4) 利用料金の支払い方法

施設は、当月の料金の合計金額の請求書に明細を付して、翌月 15 日までに利用者様に通知をし、翌月 27 日までに（原則、自動引き落としの方法で）お支払いいただきます。

〈 2025 年 4 月 1 日 現在 〉

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

短期入所生活介護事業所は、利用者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指します。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連帯を図り総合的なサービスの提供に努めます。

(2) サービスの利用に当たっての留意事項

- ① 多額の現金、高価な貴金属等はお持ちにならないようにお願いします。
- ② 医療機関への受診の付添い、送迎は原則ご家族様でお願いします。
- ③ 外出等の際は、ご予約について担当職員までお申し出下さい。
- ④ ショートステイご利用期間外のお荷物の保管は承れません。

7. 非常災害対策

当施設は、消火設備、非常放送設備等、災害、非常時に備えて必要な設備を設けるとともに、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、職員及びご利用者が参加する訓練を定期的に実施いたします。

8. 事故発生時の対応方法

サービスの提供中に事故が発生した場合には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、家族や必要関係機関に報告いたします。要介護度が変更となるような事故等の場合には、保険者（いわき市）へも報告することといたします。また、サービス提供によって、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに行います。ただし、事業所の責によるものでない場合にはこの限りではありません。

9. 非常災害時における対応方法

(1) 防災時の対応	「非常災害に関する計画書」に基づいて対応
(2) 防災設備	消火器、火災報知器、誘導等、自動通報システム スプリンクラー
(3) 防災訓練	避難、救出訓練年 2 回実施
(4) 防火責任者	施設長 石綿 聡

10. サービス内容に関する苦情

(1) 苦情受付、処理担当

苦 情 受 付 担 当	生 活 相 談 員 佐 藤 葉 月
苦 情 解 決 担 当	施 設 長 石 綿 聡
電 話 番 号	0 2 4 6 - 7 6 - 0 8 0 8

〈 2025 年 4 月 1 日 現在 〉

(2) その他

当施設以外に、第三者機関として苦情解決委員会、市町村の相談・苦情窓口等に苦情をお伝えすることができます。

苦情受付窓口 (第三者機関)	介護老人福祉施設 寿限無 苦情解決委員会委員
	酒井 征四郎
	いわき市保健福祉部 高齢福祉課
	電話番号 0 2 4 6 - 2 2 - 7 4 6 7
	受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (土日祝日を除く)
	福島県国民健康保険連合会
	電話番号 0 2 4 - 5 2 8 - 0 0 4 0 (専用)
	受付時間 9 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 (土日祝日を除く)
	福島県介護保険グループ
	電話番号 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 4 5
	受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (土日祝日を除く)

11. 当施設の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 葵会 葵会短期入所生活介護 寿楽
代表者役職・氏名	理 事 長 鈴木 泰光
施設所在地 電話番号	福島県いわき市泉町本谷字大田 7 - 1 0 2 4 6 - 7 6 - 0 8 0 8
定款の目的に定めた事業	1. 特別養護老人ホーム事業の経営 2. 老人デイサービス事業の経営 3. 短期入所生活介護事業の経営
施設・拠点等	特別養護老人ホーム 1ヶ所 短期入所生活介護 1ヶ所 通所介護 1ヶ所 地域密着型特別養護老人ホーム 1ヶ所

〈 2025 年 4 月 1 日 現在 〉

12. 虐待防止・身体拘束廃止の取り組み

当施設では、すべての入居者の尊厳を守り、安全で安心できる生活環境を提供することを基本方針としています。そのため、職員による身体的・心理的・性的・経済的虐待、介護放棄（ネグレクト）等のあらゆる虐待を防止します。

また、「介護保険法」及び「高齢者虐待防止法」等の関連法令に基づき、虐待防止委員会の設置、職員への定期研修、相談体制の整備を行い、早期発見・早期対応に努めています。

身体拘束については、「身体拘束ゼロの実現」を目指し、原則として行いません。ただし、下記3要件（切迫性・非代替性・一時性）をすべて満たす場合に限り、やむを得ず最小限の身体拘束を一時的に実施することがあります。実施の際は、理由・内容・時間等を記録し、本人・ご家族に説明いたします。職員一同、身体拘束の廃止・削減に継続的に取り組みます。

13. ハラスメント防止への取り組み

当施設では、入居者・ご家族・職員のすべての人が安心して関わり合える職場環境づくりを目指しています。そのため、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等、あらゆるハラスメント行為を禁止しています。

入居者・ご家族が職員からハラスメントを受けることはもちろん、職員が入居者やご家族からハラスメントを受ける場合についても、適切に対応いたします。

ハラスメントに関する相談窓口を設け、秘密を厳守したうえで誠実に対応します。また、ハラスメント防止に関する職員研修を定期的の実施し、意識向上と再発防止に努めています。

14. 感染症対策及び災害時対応（BCP：業務継続計画）

当施設では、感染症及び災害発生時においても、入居者の生命・安全を最優先にした適切な対応を行うため、「感染症及び災害時における業務継続計画（BCP）」を策定しています。

【感染症対策】

感染予防・拡大防止のためのマニュアルを整備し、日常的な衛生管理・健康管理を徹底しています。感染症発生時には、速やかに関係機関へ報告し、隔離・消毒・面会制限など必要な措置を講じます。職員に対し、感染症対応の研修・訓練を定期的の実施しています。

【災害時対応】

地震・火災・風水害などの災害時には、入居者の安全確保を最優先に避難誘導を行います。災害発生時の指揮命令系統、連絡体制、非常用備蓄品の確保、協力医療機関・関係機関との連携体制を定めています。定期的に避難訓練を実施し、職員の防災意識の向上を図っています。BCPに基づき、非常時においても可能な限り介護サービスを継続できる体制を整備しています。

〈 2025 年 4 月 1 日 現在 〉

年 月 日

短期入所生活介護の利用にあたり、利用者様に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所	所在地	社会福祉法人 葵会 福島県いわき市本谷字大田 7-1
-----	-----	-------------------------------

名称	葵会短期入所生活介護 寿楽
----	---------------

説明者	所属 生活相談員
-----	----------

氏名	佐藤 葉月	印
----	-------	---

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者	氏名
-----	----

代理人（身元引受人） 続柄（ ）	氏名
---------------------	----

連帯保証人 続柄（ ）	氏名
----------------	----